

自転車安全利用促進特別委員会記録

1 日 時 令和2年6月24日（水曜日）

開 会 午後2時13分

閉 会 午後2時34分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 12人

委員長 鋪 田 博 紀

副委員長 松 井 桂 将

委 員 松 井 邦 人

// 金 谷 幸 則

// 高 田 真 里

// 島 隆 之

// 東 篤

// 小 西 直 樹

// 橋 本 雅 雄

// 横 野 昭

// 高 田 重 信

// 村 上 和 久

4 欠席委員 0人

5 職務のために出席した者

【議会事務局】

議会事務局長	浦野 弘司
議会事務局次長	福原 武
議事調査課長	野嶽 誠司
議事調査課長代理	中山 崇
議事調査課議事係長	酒井 優
議事調査課主事	北山 栞

6 会議の概要

委員長 皆さんおそろいでございますので、ただいまから自転車安全利用促進特別委員会を開会いたします。

〔報道機関のテレビカメラ撮影の許可〕

委員長 まず、委員会記録の署名委員に、高田 真里委員、島委員を指名いたします。

本日の協議事項は、関係部局及び参考人の招致についてであります。

前回の本委員会において、条例制定に向けたスケジュールを確認・決定し、その上で、意見を聴取したい市関係部局や招致したい参考人について事務局へ届け出るようお願いしておりました。

その内容を正・副委員長において取りまとめ、お手元に配付してございますので御覧ください。お手元に資料がございますね。

（「はい」と発言する者あり）

委員長 「意見聴取の対象について（結果）」という資料でございます。

この資料を基に、私のほうから意見聴取を行

う理由などについて説明したいと存じます。
基本的には厚生委員会でいろいろ御議論いただいていた中で出てきた部局ですとか、団体が中心になっております。

まず、市関係部局でございますが、福祉保健部生活支援課についてであります。

これは、自転車保険等の加入について義務化するということで、その保険料等について、生活困窮者、低所得者層にどういう配慮をするのかということの議論が昨年度の厚生委員会でありましたので、この辺の制度の整合性等々について確認するために挙げさせていただきました。

それから、こども家庭部こども保育課でございますが、これにつきましては、下のその他の関係団体にある、富山市私立幼稚園・認定こども園協会、富山市認定こども園協議会という2つの団体とも関連するのですけれども、保育所、幼稚園、認定こども園に通うお子さん等々のことでは、例えば条例案の第9条で保護者の役割、あるいは第12条では6歳未満の者に対するヘルメットの着用促進ですとか、第13条で点検整備等々について記載もございます。また、第14条の保険ということでも対象となることが考えられます。

今までの議論の中では、学校とは違う、市の

施策の中で直接保護者にそういったことを働きかけるということで進んできたと思うのですが、では、実際にどのようにして保護者の方々に対して一主にその保育や幼稚園の現場でお伝えすることができるかなどについて、少し現場の状況も把握しておく必要があるのではないかとということで記載をさせていただいているところであります。

それから、市民生活部生活安全交通課におきましては、本市の自転車利用環境整備計画について協議されているところでございます。また、この条例の所管部局になることから、意見を聞きたいと思っております。

それから、教育委員会事務局学校教育課につきましては、昨年度の厚生委員会では、富山市中学校長会から塩苅会長をお呼びしてお話を聞きましたが、教育委員会としての意見をまだ聞いておりませんので、学校教育課をお呼びたいと。

それから、上下水道局料金課については、実際に自転車に乗って検針などの業務をされていると。一部は委託ということもあるそうですけれども、公的機関で自転車を使って業務をしているところの代表としてお呼びしたらどうかということでございます。

次に、その他の関係団体として、上の2つ、

幼稚園、認定こども園関係は先ほど御説明したとおりでございます。

富山市老人クラブ連合会につきましては、高齢者の交通安全に関連して、家族等がヘルメット等の着用については助言するということを条文の中にも規定しておりますけれども、その当事者である高齢者を代表する団体の老人クラブ連合会にも来ていただいて、実際のお話を伺いたいと思います。

なお、老人クラブにおかれましては、それぞれの地区で、交通安全教室あるいはシルバー自転車教室などもされて、自転車の交通安全については大変熱心に取り組んでいただいておりますが、実際にどのように取り組んでおられるのか、委員全体で共有したいなということでお呼びしたいと思っています。

それから、富山県自転車軽自動車商業協同組合は小売業者の団体ということになるかと思いますが、例えば第10条で小売業者等の情報提供、あるいは、第12条ではヘルメット着用の情報提供、それから、第15条においては保険加入の確認など、そういったようなことが本条例案の中で出てきておりますので、実際にこの条例がしっかりと効果を発揮していけるのかどうか。また、発揮するために、小売業者の方々が自転車を販売するとき

に、そういったことを具体的にどうやってお知らせしているのか、また、条例ができることでどのように変化していくのかをお伺いしたいなというふうに思っています。

それから、シクロシティ株式会社については、自転車のレンタル事業をされている立場、それから、ヤマト運輸については、事業者の立場でお話をお伺いできればなというふうに思っております。

それから、富山市PTA連絡協議会については、先ほども言いましたけれども、保護者としての規定がこの条例案の中に幾つかありますので、PTAが主体になって各地域で交通安全教室などに取り組んでいらっしゃるかと思えますけれども、例えば保険の加入についてお伝えする仕組みの中に入っただけかどうか、あるいは、そういった交通安全教育に関して実際に条例でも規定しておりますけれども、現在のところ、どういう取組をされているのか、これはぜひ聞く必要があるというふうに思いまして挙げさせていただきました。

それから、富山県交通安全協会については、先ほどの高齢者に対する交通安全教室、それから先ほども言いましたが、学校関係でいうと、例えばPTAとか、市においても小学校

で事業を実施しておりますけれども、そういったところにも交通安全協会が参加しておられます。交通安全教育について取り組んでいらっしゃる関係団体ということでお呼びしたいなというふうに思っています。

それから、利用者団体の代表としてこういった団体があるのかということを検討しましたけれども、まず、富山県サイクリング協会さんにお声がけをして、利用者団体としての声を聞かせていただきたいというふうに思っております。

それから、富山県警本部と富山県公安委員会については、何といたっても、自転車の道路交通法の関係とか、ヘルメット着用は努力義務でありますけれども、そのときの取締りのこととか、現場でどんなことが起き得るのか、この条例案と法令、あるいは県の施行細則との関係性についてしっかり把握をしておく必要があるのではないかということで挙げさせていただきました。

それから、最後の富山県企画調整室については、県でも自転車に関する条例がありますので、この条例との整合性等々についても研究する必要があるのではないかと。

かなり多くの団体数ですが、私と副委員長のほうで、皆さんから頂いたものを基に取りま

とめさせていただきました。

この資料で名前を挙げさせていただきました市関係部局及び団体については、先方の日程もごさいますけれども、今後、委員会を開催し、委員間討議も並行して、順次招致していきたいというふうに思っております。

今回お示しした資料以外に、この際ですので、招致したい団体等、あるいは、別の観点からこういう団体は必要なのではないかとか、そういった御意見をお聞かせいただきたいなというふうに思いますが、御発言のある方、どうぞ挙手にてお願いいたします。

村上委員

マスコミの皆さんもいらっしゃる中で、いきなりヤマト運輸という会社名を名指して書いてしまうのはいかがなものかと。これは、了解を取ってあるのですか。

委員長

そうではないです。

村上委員

そうではないのですよね。了解を取っていないのにいきなり1社だけ名前を書いてしまうのはいかがなものかと思っておりますので、例えば宅配業だとか一郵便でも配達するときに自転車を使うわけです。よく年賀状配達のために学生さんがヘルメットをかぶっておられると

と思いますが、そういう状況もありますので、この表現の仕方はお気をつけいただいたほうがいいのかなというふうに思います。

委員長 ほかにはございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

委員長 ほかにないようでございます。
宅配業ということで、実は厚生委員会の方に日本郵便株式会社さんにお声がけはさせていただいたのですが、特に表明する意見はないということだったのです。
表記の仕方についてはまた考えさせていただいて、利用者に対する……

村上委員 つまり、先ほど本会議場で申し上げましたが、目的が大事なのですよ。自転車を利用している、使って事業をされている方々ですね。最近のもので言えば、ウーバーイーツもそうでしょう。そういう方々に、どのように規制に協力していただけるのかというようなことから、どういうところを招致するのかというふうにしていかないといけないと思いますので、一宅配業という言い方もどうかと思いますが、そういう観点で選定していただければと、選

定するべきだというふうに思います。

委員長

御意見ありがとうございます。

それでは、今ほど御意見を頂きましたが、こちらからお示したこの資料をベースに、今ほど御意見があったウーバーイーツなども含めて、必要な事業者をこの中に入れて、意見を聞いていきたいということで、そういった方向でよろしいでしょうか。

村上委員

ちょっと待ってください。

もう1回言いますけれども、この団体等呼びたいというのは一委員長からは、こういう観点でということで先ほど御説明がありました。具体的にどういうことを聞きたいのかということを含めて、これは呼ばなければ分からないというふうにしないといけないと思うのですね。聞きたいことだけ並べて、1個でもあるから呼ぼうというのはよろしくないわけで、これは来てもらわなければ分からないということを含めて、この中から来ていただくところを決めましょうというふうに理解してよろしいですか。

委員長

私が条例を引き合いにして御説明したのは、まさしくそういう観点であります。厚生委員

会等でのこれまでの協議の中で出たから呼ぼうということではなくて、もう少しその辺の理解を深めて、実際に現場でどういうことが行われているのかしっかりと捉えた上で、条例にも反映させていかなければいけませんし、条例を基にして、例えば小売業者には販売の際はこういった通知をお願いしますとか、そういったところまで踏み込んでいかなければいけませんので、やはり課題についてしっかりと、はっきりさせた上で呼びたいなというふうに思っているところであります。ほかにございますか。

松井 桂将委員 今、資料を皆さんに御覧いただいていますけれども、実際、保険加入ということになると、やはり損害保険会社の代理店だとか、そういうところも必要になってくるかもしれませんので、ここに損害保険会社といえますか、保険会社を追加していただければと思います。

（「再度」と発言する者あり）

橋本委員 再度呼ぶということですよ。厚生委員会的时候に一損害保険協会でしたか、呼びました。

村上委員 つまり、先ほどから委員長と私が申し上げて

いるとおり、課題が出てくるわけですね。保険について課題が出てきて、これを聞きたいのだというようなことを詰めた上で呼ぶということは、前回呼んだときよりも練度が上がるというふうに思いますので、副委員長がおっしゃったように、これとこれを聞くのだということでは呼ぶということであればそれは意義があるというふうに思います。

ほかのものと同じで、呼ぶ意義があるということであれば呼ぶことにすればいいというふうに思います。今、呼ぶか呼ばないかを決めるところではないというふうに思います。

委員長

それでは、今ほど資料でお示ししたものに加えて、今日意見を頂いたところを今後招致して、意見を聞きたいというふうに思っております。

日程については、正・副委員長に御一任頂きたいと思いますが、今ほど私が説明したことを含めて、具体的にこういうことを聞かなければ課題がはっきりしないということ、また改めて委員の皆様には、事務局を通じて、お知らせいただきたいと思いますと思っております。

それでは、そういった前提で、正・副委員長に、日程については御一任頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

横野委員

条例の中身をある程度かみ砕いた中で、こういった方々と相談するとなると、条例のどの部分なのかということを手相に具体的に明示して、こういうことについてどう思うかという意見を聞くようなシステムでやってもらわないと、むやみやたらに集めてやっていても前に進みません。

その辺りはやっぱり十分に調整してほしいということと、それから、例えばPTA連絡協議会を呼ぶときには、ヘルメットや保険といったものにかかる費用の問題も含めて、ある程度の例を持って、あるいは、こういった事故があったからこういうふうにしていかなければということと言わないと、なかなかそれぞれの項目に対して一この条例とどう結びつけるのかということが一番の問題だと思うので、その辺はやっぱり十分に、意見聴取の前にある程度の方針を与えていただいたほうがいいと思うのです。

我々も気づいたことはもちろん発言しますが、けれども、その辺りを……。

それともう一つ、幾つかの数をまとめて、例えば1日で4団体を呼ぶとか、そういった日程で組んでいただきたいのですね。1日に1団体というのではなくて、ある程度いろいろな意見を分け合うように、その辺の日程調整

をお願いしたいと思います。

委員長

今ほどの日程等についての御意見なども含めて、十分御意見をお伺いした上で反映させて、招致をしていきたいなというふうに思います。それでは、日程調整等については正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定をいたします。なお、今後、意見交換、先ほど言いました委員間討議も並行して開催していきますので、意見交換を行う中で、追加で招致等を行いたい関係部局、あるいは、団体が出てきた場合はお申出を頂きたいと思います。もちろん、その際には、先ほども御意見がございましたけれども、こういう観点で、こういうことを調査したいのでぜひ呼んでほしいというふうな形でお申出いただければありがたいと思います。

橋本委員

昨年度、厚生委員としてこの条例案に関わらせていただいて、今さら言うのも少し申し訳ないのですけれども、前回の本委員会で村上

委員のお話を聞いて、やっぱり目的をしっかりとしなければこの条例というのは始まっていかなないと、私もまさにそのとおりなのではないかなという思いがしております。

例えば、保険加入というのは、この目的から読み取れるのかということもあります。

自動車賠償責任保険は共済が多いのですけれども、これも被害者救済というのが目的であり、そういった目的もしっかり組み込んでいかなないことには一これから保険の団体を呼んで意見を聞く可能性もありますけれども、では、何のためにそれを条例に入れるのだろうかとか、その辺りを少し整理してから、やっぱりいろいろと聞くことも出てくるのではないかなと思いますので、またそのことも協議を一いつかというか、早急にさせていただきたいなと思っています。

委員長

先ほど申しましたが、委員間の討議は、招致等と並行して行っていきますし、厚生委員会の議論の中では十分に議論が煮詰まっていなかったところも当然ありますので、その辺りも含めてしっかりと議論はしていきたいというふうに思います。委員会ではそれらを並行して開催していこうというふうに考えていますので、御理解ください。

以上で、本日の協議事項は全て終了いたしました。

次回の開催日程については、正・副委員長で協議の上、改めて御案内したいと存じます。これをもって本日の特別委員会を閉会いたします。

令和2年6月24日
自転車安全利用促進特別委員会記録署名

委員長 鋪田博紀

署名委員 高田真里

署名委員 島隆之

署名委員 小西直樹